# 第5回検討会での議論の整理

# 1

### 委員等からの意見

#### 1. 政府保有株【論点①】

- 政府保有株を売却し、株主資格から政府を削除することは賛成。今、改革することについても賛成。
- コロナからの立ち直りのこのタイミングで、事業再生や経営改善の支援が求められている。それを全金融機関でサポートしていく必要があることから、この機会にしっかりやっていくことが必要。
- •政府保有株の売却については、全部の売却を今やるべきという意見で一致。

#### 2. 適正な競争関係の確保と連携・協業【論点②】

- (低利による肩代わりを抑制する観点から) 金利の一般的な開示が難しいかもしれないが、データを主務大臣に提出するなどを行えば、民間金融機関の懸念は払拭できるのではないか。
- ・実効性並びに透明性を高める方法として、各金融団体が一堂に会して、商工中金と意見交換することが効果的。連携・協業規定の中に、スタートアップ・再生支援を位置づけるという選択肢もあるのではないか。
- ・中小企業支援機関の目線からすると、連携・協業については、商工中金から歩み寄るだけでなく、双方からという視点も持ってもらいたい。
- •民業圧迫回避規定は残し、連携・協業規定は措置するという意見だった。それに加えて、金融団体の懸念もあるので、本店間・支店間や、金融団体が一堂に会する形で意見交換を行い、それを主務大臣に報告するなど実効性を確保するため対応が必要だと思う。

#### 3. 業務範囲【論点③】

- ・商工中金の業務を銀行並びにすることは賛成。業務範囲の見直しのタイミングと株主資格を外すタイミングをそろえるというのは極めて良く考えた上での提案であると理解。
- 今回の改革によっては解禁しないのは構わないが、銀行子会社解禁によって、中小企業をサポートできる範囲が増えるかもしれないので、今後の検討課題としておいて欲しい。
- 銀行持株会社については、今回の改革において実施することは難しいことは納得しているが、将来は、組織マネジメントの観点でできると良い。また、銀行子会社についても、将来は、デジタルバンクを持ちたいという思いはある。
- 基本的には銀行法に合わせて範囲を拡大していく方向に異論は無かった。そのタイミングについては、業務範囲の見直しが政府保有 株の売却に先行することなく、同時にということだと思う。

# 第5回検討会での議論の整理

# 1

## 委員等からの意見

#### 4. 各種規制【論点④】

- 自己資本比率規制は金融システムに悪影響が及ぶことを防ぐという趣旨。金融システムに負荷がかからないように考える必要がある。
- 自己資本比率規制は金融システムの維持・安定を図ることが主たる目的。当該規制の導入が危機対応業務への支障の懸念があることは理解できるが、優先順位からすれば、日本の金融システムの安定の方が、当然上位に位置することから、銀行と同様に当該規制は導入すべき。
- 主務省庁については、経産省と財務省が全てを共管し、金融庁は金融システムに関わる部分とのことであるが、うまく連携してもらいたい。金融システムの観点から、自己資本はしっかり持つ必要があるというのは掲げて欲しい。一定水準を下回れば機械的に措置が発動されるようなものを入れる必要はないが、金融システムへの影響を防止する観点から、何か工夫できないか。

#### 5. 政府による関与【論点⑤】

- 新株発行については、定款の変更と同様に特別決議事項であることから、引き続き大臣認可としてはどうか。
- (代表取締役の選任に関する大臣認可を残すことは)絶対ダメとは言わないが、基本は株主である中小企業が選ぶものを基本とすべきではないか。今回の改革により、中小企業が株主になるので、(株主が選んだ者で)心配ないのではないかと思う。
- •代表取締役の選任については株主がやるべき。(機関によっては) 届出事項になっているところもある。
- 中小企業・団体のみが株主になるのに、どうして政府が出てくるのか違和感が強いということ。理屈で言えばそうであるが、検討会の ヒアリングにおいて、関根社長が率いる商工中金であれば問題ないが、そうでなくなったときに先祖返りするのではないかという不安の 声も寄せられている。できるだけ早期に認可は取りやめることを前提に、生まれ変わった商工中金のビジネスモデルが定着したかどう か見極めるため、当面は、認可を残すということでどうか。いずれにしても、引き続き検討したい。

### 6. 完全民営化【論点⑥】

- ・廃止の判断に当たって、事務局提案のようなことを勘案することに加えて、民間金融機関との連携・協業の状況も勘案するとした 方がこれまでの議論とも整合性がとれるのではないか。
- ・完全民営化の定義は政府保有株の全部処分と根拠法の廃止。今回は株主が中小企業のみになるものの、特別準備金の存置 や危機対応業務の責務を残すことから商工中金法は維持する方向。このため、商工中金法の廃止は、今後、改めて判断すべき 課題と位置づけるということになると思う。

## 第5回検討会での議論の整理

# 1

### 委員等からの意見

#### 7. 特別準備金

- •現時点で財務の健全性を確保するために必要な特別準備金の額を第三者が検証する場合、その結果次第ではBIS規制に抵触する懸念があるとの事務局の見解だが、せっかくの機会なのでそのおおよその必要額について内々で検討したら良いのではないか。
- •特別準備金については、Tier1に算入できるかどうか大きな要素。適宜ウォッチはしていく必要がある。

#### 8. 商工債

- ・これは質問だが、商工債への依存度低減の方針には賛成だがそれをどのように担保するのか。法律に書くことも想定しているのか。
- 一委員としての意見になるが、商工債がなくなるとリテールネットワークがない商工中金が商工債をゼロしてどうやってファイナンスをするのか。個人預金をどんどん取るというのは大変な話であり、努力を促すことはできるが法律レベルで規定するのは難しいのではないか。